

第13部 6次産業化

解 説

この部には、「6次産業化総合調査」のうち「農業・農村の6次産業化総合調査 農業経営体等における6次産業化業態別調査」及び「漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査」の結果から、年間販売金額及び事業体数、従事者数等に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

6次産業化総合調査は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は当年4月1日～翌年3月31日の1年間である。ただし、この期間での調査票への記入が困難な調査対象にあっては、この期間を含む記入が可能な直近の1年間とした。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査対象に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。

なお、農業経営体又は漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体としてカウントした。

(2) 年間販売（売上）金額

農業生産関連事業又は漁業生産関連事業における年間販売（売上）金額は、調査対象期間（当年4月1日～翌年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。ただし、この期間での記入が困難な場合は、調査対象期間を含む記入が可能な直近の1年間としている。

(3) 従事者

農業生産関連事業又は漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含む。

(4) 雇用者

農業生産関連事業又は漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいう。

(5) 農業生産関連事業

農業経営体又は農業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物を用いて営む農産加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストランの各事業をいう。ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。

ア 農産加工

農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物とその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。

イ 農産物直売所

農業経営体又は農業協同組合等が、自ら生産した農産物（構成員（組合員）が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。

なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。

ウ 観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ料金を得る事業をいう。

エ 農家民宿

農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。

オ 農家レストラン

農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。

(6) 漁業生産関連事業

海面漁業経営体又は漁業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて営む水産加工、水産物直売所、漁家民宿、漁家レストランの各事業をいう。ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。

ア 水産加工

漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。

イ 水産物直売所

食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合

員)の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。

ウ 漁家民宿

漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。

エ 漁家レストラン

漁業経営体又は漁業協同組合等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員(組合員)の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。